

宅配サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、食事の用意が困難な高齢者・障害者等に対して、バランスのとれた食事を宅配することにより介護予防、重度化予防をはかり、もって利用者世帯の安定した生活の継続を図ることを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人御代田町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護保険の要支援・要介護認定を受けており、町社協の居宅介護支援事業の利用者であって、食事の準備等が困難な者及びその世帯員
- (2) 御代田町が行っている配食サービスの利用者以外の者
- (3) 前号の他、町社協会長が認める者

(事業の内容)

第4条 利用対象者の居宅まで朝食・昼食・夕食を町社協職員が宅配し、その際に安否の確認を行うものとする。なお、利用回数はケアマネジメントにより回数の決定を行う。

(利用の申し込み)

第5条 サービスを利用しようとする者は、宅配サービス事業利用申込書（様式1号）を提出するものとする。

(利用決定)

第6条 前条の申し込みがあったときは内容を審査し、その結果を宅配サービス事業決定通知書（様式2号）により通知するものとする。

(利用料金)

第7条 利用料金は、次のとおりとする。（消費税込）ただし、大盛りの場合は一食当たり 54円増しとする。

朝食	1食	<u>540円</u>
昼食・夕食	1食	<u>648円</u>

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月 1日より施行する。

この要綱は、平成18年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成20年 1月 1日より施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成23年 6月 1日より施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日より施行する。